

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援事業【障害者施設分】	①物価高騰の影響を受けている障害者施設等に対し、運営経費の一部を補助する。 ②補助金 ③入所系11,000円×279人=3,069,000円、 通所系4,000円×97人=388,000円、 居宅・訪問系30,000円×3事業所=90,000円 ④町内に所在する障害者施設等20事業所	R7.6	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援事業【高齢者施設分】	①物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、運営経費の一部を補助する。 ②補助金 ③入所系11,000円×566人=6,226,000円、 通所系4,000円×144人=576,000円、 訪問系30,000円×12事業所=360,000円 ④町内に所在する高齢者施設等39事業所	R7.6	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道料金減免事業(水道事業会計)①	①物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者に対し、水道料金の基本料金減免(7か月分)を行う。 ②水道料金基本料減免に係る費用(水道事業会計への繰出金) ③水道事業会計に繰り出し、水道料金の基本料金減免(7か月分)に係る費用 550円×7か月×4,720世帯=18,172千円 ④上水道利用者(公共施設を除く)	R7.6	R8.1
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道料金減免事業(水道事業会計)②	①米国関税措置により物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者に対し、水道料金の基本料金減免(1か月分)を行う。 ②水道料金基本料減免に係る費用(水道事業会計への繰出金) ③水道事業会計に繰り出し、水道料金の基本料金減免(1か月分)に係る費用 550円×1か月×4,720世帯=2,596千円 ④上水道利用者(公共施設を除く)	R8.1	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生世代物価高騰支援給付事業	①米国関税措置により物価高騰の影響を受けている高校生世代に対し、1人あたり1万円を給付する。 ②高校生世代への給付金及び事務費 ③高校生世代300人×10,000円=3,000,000円、事務費784,000円 事務費の内容【役務費(郵送料等) システム利用料 人件費(当該事業に係る時間外勤務手当 ※Q&A第6版 R7.6.11 問2-10) として支出] ④町内に在住する高校生世代300人	R7.10	R8.3